

宮介専発第4号
令和6年4月10日

関係事業所の長 殿

一般社団法人宮崎県介護支援専門員協会
会長 牛谷 義秀（公印省略）

令和6年度 介護支援専門員専門研修（専門研修課程Ⅰ・Ⅱ）の開催について

陽春の候 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、標記研修について、別添実施要綱に基づき開催しますのでお知らせします。

本研修は、今年度、必ず受講しなければならないものではありませんが、(※)「介護支援専門員としての業務」についている方を対象とした専門研修として履修した課程は、実務経験者を対象とした更新研修の際に免除されますので、今後計画的に受講されることをお勧めします。

なお、専門研修は更新研修（実務経験者）と同時開催であるため、定員に達した場合には、更新研修対象者を優先し受講をお断りする場合があります。予めご了承ください。

つきましては、貴事業所所属の介護支援専門員に周知していただき、受講を希望される方は、お申し込み手続きを行ってください。

なお、本年度の主任介護支援専門員研修は、9月頃からの開始を予定しておりますので、案内の送付については、今しばらくお待ちください。

(※)「介護支援専門員としての業務」とは、下記の事業所又は施設において、介護支援専門員として介護サービス計画の作成を行っていることを指します。

指定居宅介護支援事業所、指定介護老人福祉施設、指定介護老人保健施設（介護療養型含む）、指定介護療養型医療施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護事業所（介護予防含む）、特定施設入居者生活介護事業所（介護予防含む）、小規模多機能型居宅介護事業所（介護予防含む）、看護小規模多機能居宅介護事業所、地域包括支援センター、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所

記

- 1 令和6年4月 介護支援専門員研修カリキュラムの見直しについて（重要なお知らせ）
- 2 介護支援専門員の資格及び研修体系図
- 3 令和6年度 介護支援専門員専門研修（専門研修課程Ⅰ）実施要綱
- 4 令和6年度 介護支援専門員専門研修（専門研修課程Ⅱ）実施要綱

問い合わせ先

一般社団法人宮崎県介護支援専門員協会
事務局 小島・井上
TEL 0985-61-1830

令和6年4月 介護支援専門員研修カリキュラムの見直しについて (重要なお知らせ)

見直しのポイント

- 高齢者の生活課題の要因等を踏まえた支援の実施に必要な知識や実践上の留意点を継続的に学ぶことができるよう“適切なケアマネジメント手法の考え方を科目類型として追加”
- 認知症や終末期など意思決定支援を必要とする利用者や世帯が増え、根拠ある支援のための知識や技術の変化が進み、職業倫理の重要性が一層高まることが見込まれるため、“権利擁護や意思決定支援の職業倫理についての視点を強化”
- “地域共生社会の実現に向け、介護保険以外の領域を含め”て、制度・政策、社会資源等についての近年の動向（地域包括ケアシステム、認知症施策大綱、仕事と介護の両立、ヤングケアラー、科学的介護（LIFE）、意思決定支援等）を踏まえた見直し
- 法定研修修了後の継続研修（法定外研修、OJT等）で実践力を養成することを前提に、“カリキュラム全体の時間数は増やす”、継続研修への接続を意識した“幅広い知識の獲得に重きを置いた時間配分（=講義中心）に見直す”

介護支援専門員研修のオンライン化

厚生労働省の「介護支援専門員研修オンライン化等運用事業」において、今後の介護現場の人材確保の観点から、研修を受けやすい環境を推進することは急務であり、研修の講義の一部又は全部を通信学習により実施することを可能としており、宮崎県では講義の一部にe-ラーニングを導入しています。

令和5年6月26日付け、厚生労働省の事務連絡にて「介護支援専門員オンライン実施の手引き（令和4年度版）」が発出されており、「オンライン研修に参加する心構え」として、下記内容が記載されています。オンライン化により研修の質（=ケアマネジメントの質）を落とすことがないよう、都道府県・実施機関・受講者の共通理解と協力が重要です。必ずお目通しいただき、ご理解とご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

【オンライン研修に参加する心構え】

研修がオンラインで開催されるとしても、それは手段の違いだけであり、研修の位置づけはこれまでと同じく専門職を対象とした実践的な研修である。専門職の責務として臨むのが基本であり、主体的かつ協調性を持って参加することが当然求められる。その上で、集合・対面形式の研修と比較した際の、オンライン研修環境の特徴を踏まえると以下の点について、特に留意が必要である。

（事前準備・事前学習の徹底）

受講する場所や時間等の選択の幅が広がり受講者の裁量が増えることは、利便性であると同時に学習効果を低下させる恐れもある。したがって、従前以上に主体的な姿勢で事前準備・事前学習に臨むことが必要である。

（主体的かつ協調性を持った受講姿勢）

演習の学習効果は受講者の姿勢により高められるのは集合・対面形式と同じだが、コミュニケーションの質が大きく異なる。オンライン研修環境では、集合・対面形式以上に、各受講者が主体的かつ協調性を持った受講姿勢で参加する必要がある。

（受講環境の整備）

円滑な演習受講のためには安定した受講環境を確保する必要がある。そのため機器や通信、受講場所といった受講環境の整備は、受講者側の責務として心がける必要がある。また、介護事業者側の責務として、各事業所の管理者が研修受講者に対して研修の機会を確保する必要がある。例えば、緊急の場合を除き研修受講者に電話を繋がずして他のスタッフでサポートするなど、集中して受講できる環境を整備することなどをルールとして整備する必要がある。